

4 離島・へき地医療

【現状と課題】

ア 医療の確保に関する現状と課題

(ア) 無医地区等の現状

- 離島・へき地においては、医療供給基盤及び交通基盤の整備の遅れ等により、医療機関の利用が困難な地域があります。
- 令和4年度に厚生労働省が実施した無医地区等調査及び無歯科医地区等調査によると、本県においては、無医地区及び準無医地区が合計で52地区、無歯科医地区及び準無歯科医地区が合計で45地区となっています。
また、住民が居住する28島のうち無医島が17島あります。
- 無医地区及び準無医地区は、交通の利便性の向上等により、一時期減少傾向にありましたが、令和4年の調査では、無医地区については前回（令和元年）調査（12地区）より増加しています。
- 無薬局市町村が4町村あります。
また、住民が居住する28島のうち21島が無薬局島となっており、薬剤師による調剤・服薬指導等が受けられない地域があります。

【図表5-4-19】県の無医地区等の状況（令和4年10月現在）

区分	鹿児島	南薩	川薩	出水	始良伊佐	曾於	肝属	熊毛	奄美	計
無医地区	1	0	0	1	0	0	1	8	5	16 (12)
うち離島	0	0	0	0	0	0	0	8	5	13 (11)
準無医地区	11	0	8	2	0	0	7	4	4	36 (35)
うち離島	11	0	8	2	0	0	0	4	4	29 (31)
計	12	0	8	3	0	0	8	12	9	52 (47)
うち離島	11	0	8	2	0	0	0	12	9	42 (42)
無歯科医地区	12	0	0	2	0	0	6	9	6	35 (34)
うち離島	11	0	0	1	0	0	0	9	6	27 (28)
準無歯科医地区	0	0	6	1	0	0	2	0	1	10 (6)
うち離島	0	0	6	1	0	0	0	0	1	8 (3)
計	12	0	6	3	0	0	8	9	7	45 (40)
うち離島	11	0	6	2	0	0	0	9	7	35 (31)

(注1) ()内は令和元年10月時の値

(注2) 無（歯科）医地区とは、（歯科）医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区。（無医地区等調査及び無歯科医地区等調査（厚生労働省）における定義）

(注3) 準無（歯科）医地区とは、無（歯科）医地区には該当しないが、無（歯科）医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区。（無医地区等調査及び無歯科医地区等調査（厚生労働省）における定義）

【無医地区等調査及び無歯科医地区等調査（厚生労働省）】

【図表5-4-20】県の無医地区等の状況（令和4年10月現在）

医療圏	市町村名	地区等名		無医地区	無医地区に準じる地区	無歯科医地区	無歯科医地区に準じる地区	
			離島名					
鹿児島	三島村	竹島	竹島		●	●		
		硫黄島	硫黄島		●	●		
		大里	黒島		●	●		
		片泊			●	●		
	十島村	口之島	口之島		●	●		
		中之島	中之島		●	●		
		平島	平島		●	●		
		諏訪之瀬島	諏訪之瀬島		●	●		
		悪石島	悪石島		●	●		
		小宝島	小宝島		●	●		
		宝島	宝島		●	●		
日置市(旧 吹上町)	平鹿倉	—	○		○			
川薩	薩摩川内市 (旧 里村) (旧 上甌村)	里			●		●	
		桑之浦	上甌島		●		●	
		平良			●		●	
		瀬上・小島			●		●	
	(旧 下甌村)	中甌・中野・江石			●		●	
		手打			●			
	(旧 鹿島村)	長浜	下甌島		●			
出水	出水市	蘭牟田			●		●	
		桂島	桂島		●		●	
	上場		○			○		
長島町(旧 東町)	獅子島	獅子島		●	●			
曾於	志布志市(旧 志布志町)	四浦	—		—		—	
肝属	垂水市	岳野	—		○		○	
		大浦・辺塚	—		○		○	
	南大隅町 (旧 佐多町)	岸良	—			○	○	
		大泊	—			○	○	
		竹之浦	—			○	○	
		郡	—			○	○	
		大中尾	—		○		○	
辺塚	—			○	○			
熊毛	西之表市	国上		●		●		
		伊閑		●		●		
		安納		●		●		
		現和	種子島		●		●	
		安城		●		●		
		立山		●		●		
		増田		●		●		
	中種子町	岩岡		●		●		
		口永良部島	口永良部島		●	●		
	屋久島町 (旧 上屋久町) (旧 屋久町)	永田			●			
		尾之間			●			
		安房	屋久島		●			
		麦生・高平						
奄美	瀬戸内町	平内・湯泊						
		西古見・管鈍・花天	奄美大島		●		●	
		節子		●			●	
	嘉徳	薩川・芝・実久・阿多地・木慈・瀬武			●		●	
		秋徳・野見山・佐知克・諸敷・勝能	加計呂麻島		●		●	
		押角・勢里			●			
		諸鈍・生間・渡連・安脚場・徳浜		●		●		
与路島	与路	与路島		●	●			
	請阿室・池地	請島		●	●			
計				16	36	35	10	
本土(再掲)				3	7	8	2	
離島(再掲)				13	29	27	8	

(注) ●：離島，○：離島以外

[無医地区等調査及び無歯科医地区等調査（厚生労働省）]

【図表5-4-21】 県の無医地区等の推移

区 分	平成16年	平成21年	平成26年	令和元年	令和4年
無医地区	16	12	6	12	16
うち離島	4	4	4	11	13
準無医地区	37	36	35	35	36
うち離島	33	33	33	31	29
計	53	48	41	47	52
うち離島	37	37	37	42	42
無歯科医地区	53	41	32	34	35
うち離島	27	22	23	28	27
準無歯科医地区	9	8	5	6	10
うち離島	6	4	3	3	8
計	62	49	37	40	45
うち離島	33	26	26	31	35

[無医地区等調査及び無歯科医地区等調査（厚生労働省）]

【図表5-4-22】 無医島の状況（令和5年4月1日現在）

市町村名	島 名
鹿兒島市	新島(2人)
出水市	桂島(12人)
西之表市	馬毛島(2人)
三島村	竹島(72人)・硫黄島(139人)・黒島(194人)
十島村	口之島(103人)・中之島(146人)・平島(107人)
	諏訪之瀬島(78人)・悪石島(90人)・小宝島(69人)・宝島(147人)
長島町	獅子島(647人)
屋久島町	口永良部島(93人)
瀬戸内町	請島(77人)・与路島(70人)

(注) () 内は島の人口

[令和2年国勢調査]

【図表5-4-23】県の無薬局市町村の状況（令和5年4月1日現在）

区分	鹿児島	南薩	川薩	出水	始良・伊佐	曾於	肝属	熊毛	奄美	計
無薬局市町村	2	0	0	0	0	0	0	0	2	4
うち離島	2	0	0	0	0	0	0	0	2	4

[県薬務課調べ]

【図表5-4-24】県の無薬局市町村等の状況（令和5年4月1日現在）

二次保健医療圏	市町村名	離島名	無薬局市町村	無薬局有人離島
鹿児島	鹿児島市	新島		●
		三島村	竹島	
	硫黄島		●	●
	黒島			●
	十島村	口之島		●
		中之島		●
		平島		●
		諏訪之瀬島	●	●
		悪石島		●
		小宝島		●
川薩	薩摩川内市	中郷島		●
		下郷島		●
出水	出水市	桂島		●
	長島町	獅子島		●
熊毛	西之表市	馬毛島		●
	屋久島町	口永良部島		●
奄美	瀬戸内町	加計呂麻島		●
		与路島		●
		請島		●
	喜界町	喜界島	●	●
	伊仙町	徳之島	●	
計			4	21

[県薬務課調べ]

【図表5-4-25】無薬局島の状況（令和5年4月1日現在）

市町村名	島名
鹿児島市	新島(2人)
三島村	竹島(72人)・硫黄島(139人)・黒島(194人)
十島村	口之島(103人)・中之島(146人)・平島(107人) ・鵜訪瀬島(78人)・悪石島(90人)・小宝島(69人)・宝島(147人)
薩摩川内市	中甕島(186人)・下甕島(1,935人)
出水市	桂島(12人)
長島町	獅子島(647人)
西之表市	馬毛島(2人)
屋久島町	口永良部島(93人)
瀬戸内町	請島(77人)・与路島(70人)・加計呂麻島(1,080人)
喜界町	喜界島(6,629人)

(注1) ()内は島の人口

[令和2年国勢調査]

(イ) 医療の確保に関する現状と課題

- 離島・へき地においては、地域住民の医療確保のため、へき地診療所や国民健康保険直営診療所（以下「へき地診療所等」という。）が設置され、プライマリケアを提供しています。
- 離島・へき地での診療を支援するため、県内で18のへき地医療拠点病院を指定し、無医地区等への巡回診療やへき地診療所等への医師派遣（代診医派遣も含む）、遠隔医療等の各種診療支援等を行っています。
- 県立病院局に設置したへき地医療支援機構においては、へき地診療所等の医師が不在となる際の代診医の派遣調整を行っています。令和4年度の派遣要請への対応率は100%であり、目標値（90%）以上を継続的に達成できるよう努めています。
- 鹿児島大学病院・県医師会などの協力を得て、専門医のいない離島市町村を対象とした特定診療科（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）の巡回診療や、鹿児島大学歯学部・県歯科医師会などの協力を得て、口永良部島、三島村及び十島村の各島を対象とした歯科巡回診療も実施しています。
- 島内で分娩できない離島地域に居住する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査や出産時に要する交通・宿泊費用等の助成を行う市町村に対して、費用の一部を補助しています。
- 離島・へき地医療の充実を図るためのICTを活用した遠隔医療を促進するため、国庫補助制度を活用した医療機関への支援や普及啓発を行っています。
- 離島からの救急搬送について、救急車両で搬送できない患者については、ドクターヘリや消防・防災ヘリ、自衛隊ヘリ等により、鹿児島市や奄美市、沖縄県等の病院へ搬送しています。

- 離島・へき地においては、高齢化の進行による医療ニーズの増加が見込まれる一方で、医療従事者等の確保や交通アクセス面での条件不利性などが引き続き課題になるものと考えており、離島・へき地に暮らす住民に対する医療サービスが継続して実施される体制を構築する必要があります。
- そのために、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院及びへき地診療所等による医療提供体制の確保や、当該施設及び関係機関間の連携の強化を図る必要があります。
- また、離島・へき地における医療人材の効率的な活用や有事対応の観点から、オンライン診療を含む遠隔医療の有用性が示唆されており、医療機関が必要時に遠隔医療を活用した医療を行えるよう、関係機関が連携して遠隔医療の推進に努める必要があります。
- 離島・へき地における医薬品提供体制の構築は、地域の実情に応じて関係部局及び関係団体等が協議・連携し取り組む必要があります。

【図表5-4-26】へき地診療所等の設置数（令和5年4月1日現在）（単位：箇所）

市町村	へき地診療所	国保直営診療所	計
阿久根市		1	1
薩摩川内市		11 (4)	11 (4)
曾於市	1		1
南さつま市	3 (1)		3 (1)
西之表市	1 (1)		1 (1)
奄美市		1 (1)	1 (1)
三島村	4		4
十島村	7		7
長島町	2		2
始良市		1	1
錦江町	2		2
南大隅町	4 (1)		4 (1)
肝付町		1	1
屋久島町	3 (2)		3 (2)
大和村	1	1 (1)	2 (1)
宇検村		1 (1)	1 (1)
瀬戸内町	2 (1)	1	3 (1)
計	30 (6)	18 (7)	48 (13)

（注1）（ ）内は常勤医師のいる診療所数（内書き）

（注2）国民健康保険直営診療所については、第1種・第2種へき地診療所に該当するもののみ（薩摩川内市下甕歯科診療所を含む。）

[県保健医療福祉課調べ]

【図表5-4-27】へき地医療拠点病院一覧（令和5年4月1日現在）

地域	病院名
北部	県立北薩病院, 霧島市立医師会医療センター, 南風病院 相良病院, 済生会川内病院, 出水総合医療センター 出水郡医師会広域医療センター, 青雲会病院
南西	県立薩南病院, 鹿児島赤十字病院, いまきいれ総合病院 種子島医療センター
大隅	県民健康プラザ鹿屋医療センター, 垂水中央病院 曾於医師会立病院, 肝属郡医師会立病院 恒心会おぐら病院
奄美	県立大島病院

(注) 下線は各地域運営委員会の事務局病院

[県保健医療福祉課調べ]

【図表5-4-28】代診医派遣対応率の推移

(単位：日，%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
依頼日数	45	40	22	55	14	22	34
対応日数	39	38	16	36	14	22	34
対応率	87	95	73	65	100	100	100

[県保健医療福祉課，県立病院課調べ]

イ 医療従事者確保の現状と課題

- 無医地区等の医療の確保のため，へき地診療所を設置していますが，医師不足や地域・診療科目別の医師の偏在により，十分に医師を確保できない診療所や医師が常駐していない診療所があります。
- 離島・へき地の医師の確保対策として，全都道府県の費用負担により運営されている自治医科大学卒業医師を，一定期間，へき地診療所等に派遣しています。
- また，離島・へき地等の医療機関での勤務を志す鹿児島大学の地域枠医学生に対して，修学資金を貸与するなど，将来にわたる離島・へき地の医師確保対策に取り組んでいます。また，その卒業医師を，一定期間，離島・へき地等の医療機関に派遣しています。
- さらに，「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」の改正により，令和3年4月1日からへき地の医療機関への看護師等の労働者派遣が可能となり，関係機関との情報共有を図りながら，必要な研修等を行う体制を整備しています。

【施策の方向性】

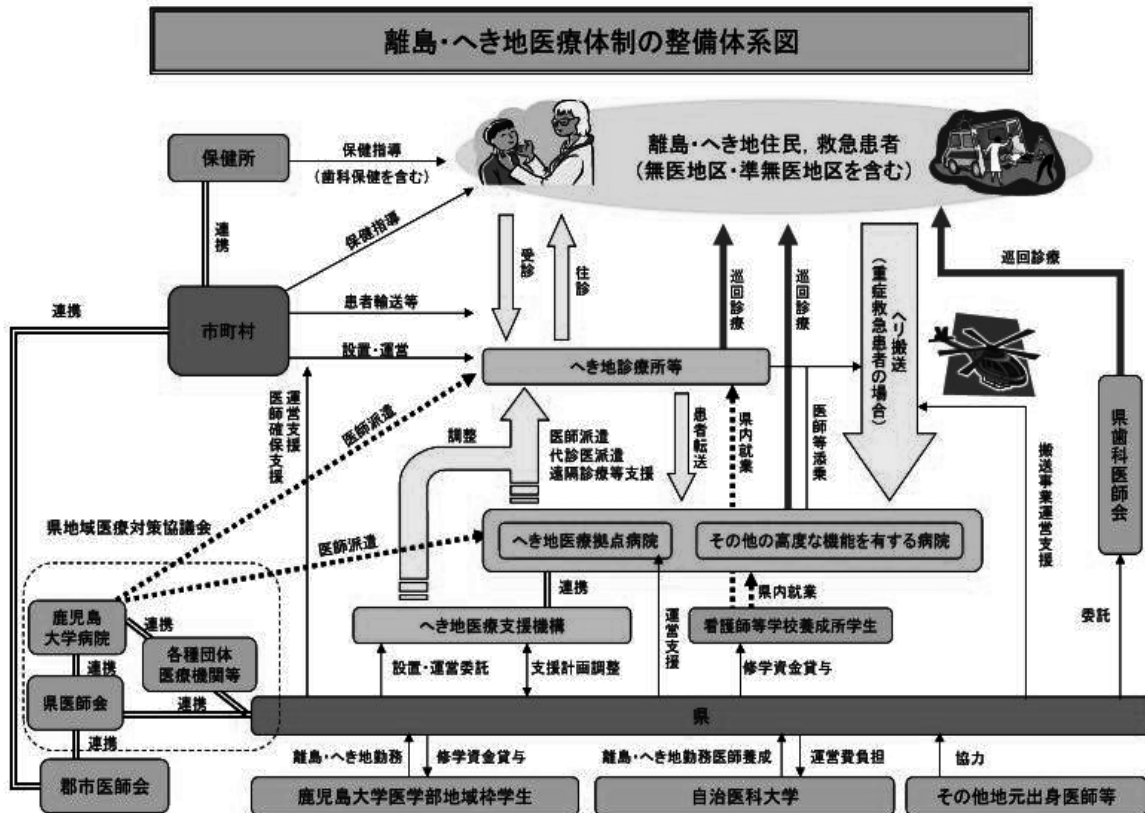
ア 医療の確保

- へき地医療支援機構においては、へき地医療拠点病院に対する代診医派遣の要請など、引き続き、離島・へき地における医療の確保を図ります。
- へき地診療所等における地域住民への医療の提供や、へき地医療拠点病院におけるへき地の診療支援の取組の継続のため、引き続き、へき地診療所、へき地医療拠点病院の運営及び施設・設備の整備を支援します。
- ICTを活用した遠隔医療の促進を図るため、引き続き、国庫補助制度を活用した医療機関への支援や普及啓発を行います。
- また、離島・へき地においてオンライン服薬指導を受けられる体制構築について、オンライン服薬指導の実施要領（厚生労働省作成）等に基づき、関係者等の協議・検討を支援します。
- 島内で分娩できない離島地域については、妊婦健康診査や出産に係る経費の一部を助成するなど、妊婦の経済的負担の軽減に引き続き努めます。また、その他の診療科についても、特定診療科巡回診療を実施するなど、住民のニーズに合わせた医療の確保に努めます。
- 離島・へき地における重症救急患者をヘリコプター等により迅速に搬送するため、搬送機関と受入医療機関との連携強化に努めます。また、医師不足の場合の対応策などについて、各地域における関係機関による協議・検討を行います。
- 離島・へき地において医薬品提供体制の構築ができるよう、関係機関と協議・連携を図ります。

イ 医療従事者の確保

- 医師の確保については、自治医科大学卒業医師の活用、医師修学資金の貸与、ドクターバンクかごしまの運用、臨床研修医の確保など、総合的な医師確保対策に取り組みます。
- 鹿児島大学の地域枠医学生及び自治医科大学医学生に対しては、離島・へき地医療に対する理解や必要とされる医学的知識・技術の認識を深めるために、鹿児島大学離島へき地医療人育成センターと連携して、離島実習やキャリア形成卒前支援プランの充実等による卒前教育に努めます。
- 離島・へき地医療に従事しながらキャリア形成が図られるように、鹿児島大学病院地域医療支援センターと連携して、地域枠医師等のキャリア形成プログラムの充実に取り組みます。
- 今後、増加が見込まれている地域枠医師や自治医科大卒医師等の効果的な派遣を行うため、地域医療支援センターと連携の上、県地域医療対策協議会における協議を踏まえ、派遣医師のキャリア形成を考慮した研修先医療機関・勤務先医療機関の設定やグループ診療体制の構築に向けた検討を進めます。
- 離島・へき地の医療機関に勤務する看護師等のスキルアップの機会を十分に確保するために、県で主催する研修等への参加を促すなど、看護の質の向上につなげます。
- 人材確保が困難なへき地の医療機関における、看護師等の労働者派遣制度の活用について、関係機関との情報共有を図りながら、研修に関する必要な支援を行います。

【図表5-4-29】離島・へき地医療連携体制



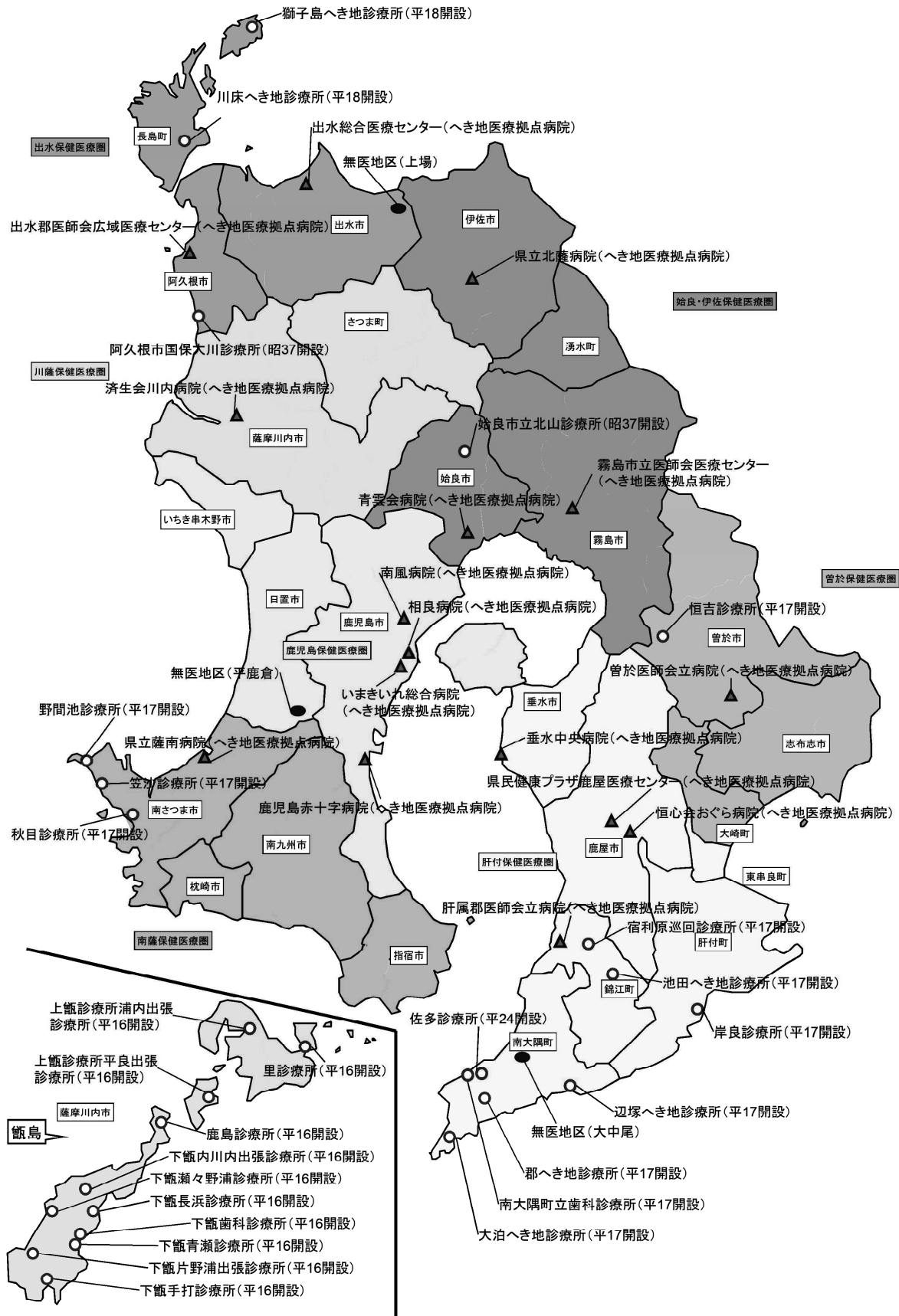
[県保健医療福祉課作成]

【図表5-4-30】離島・へき地医療の連携体制（例）

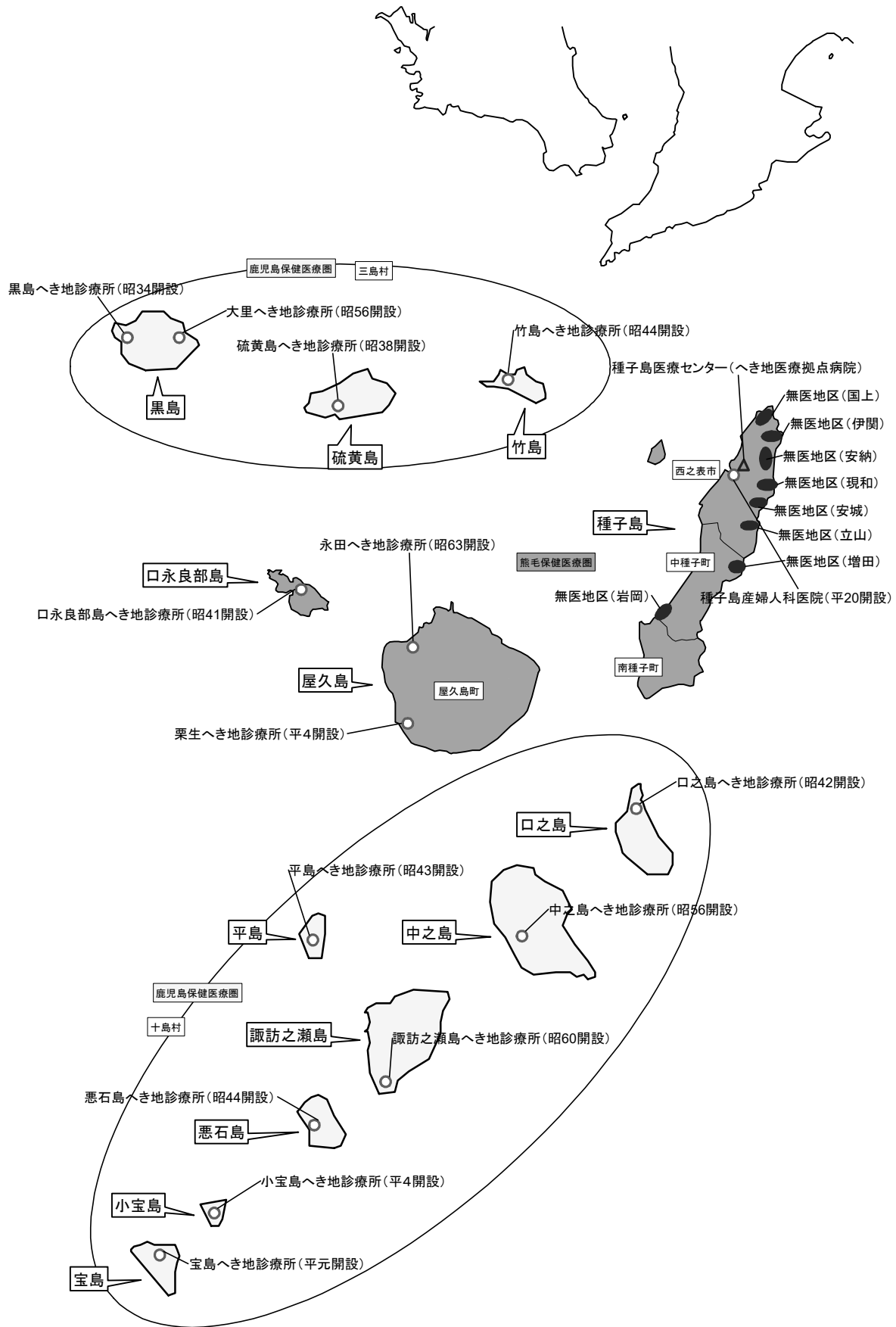
	保健指導等	離島・へき地における医療	離島・へき地診療の支援医療等
目標等	・無（歯科）医地区等における保健指導の提供	・無（歯科）医地区等における医療の確保 ・専門的な医療や高度な医療を提供する医療機関へ搬送する体制の整備	・診療支援機能の向上
医療機関等（例）	・へき地診療所 ・保健所 ・市町村保健行政機関	・へき地診療所及び過疎地域等特定診療所 ・特定診療科巡回診療・離島歯科巡回診療 ・薬局	・へき地医療拠点病院 ・地域医療支援病院 ・へき地医療支援機構 ・地域医療振興協会 ・薬局
求められる機能等	・保健師等による保健指導の実施 ・地区の保健衛生状態の把握 ・保健所、最寄りへき地診療所等との緊密な連携の下に地区の実情に即した活動	・プライマリケアの診療が可能な医師等がいること ・巡回診療の実施 ・必要な医療機器等の整備 ・遠隔医療システム等を活用した医療連携による適切な医療の提供 ・へき地医療拠点病院等における研修への参加 ・オンライン服薬指導の実施	・巡回診療等による医療の確保 ・へき地診療所への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む。）及び技術指導、援助 ・離島・へき地の医療従事者に対する研修の実施、研修施設の提供 ・遠隔診療等の実施による各種診療支援 ・高度診療機能による、へき地医療拠点病院の診療活動の援助 ・オンライン服薬指導の実施
連携等		・ヘリ等による救急搬送体制の充実 ・へき地医療拠点病院等との連携	

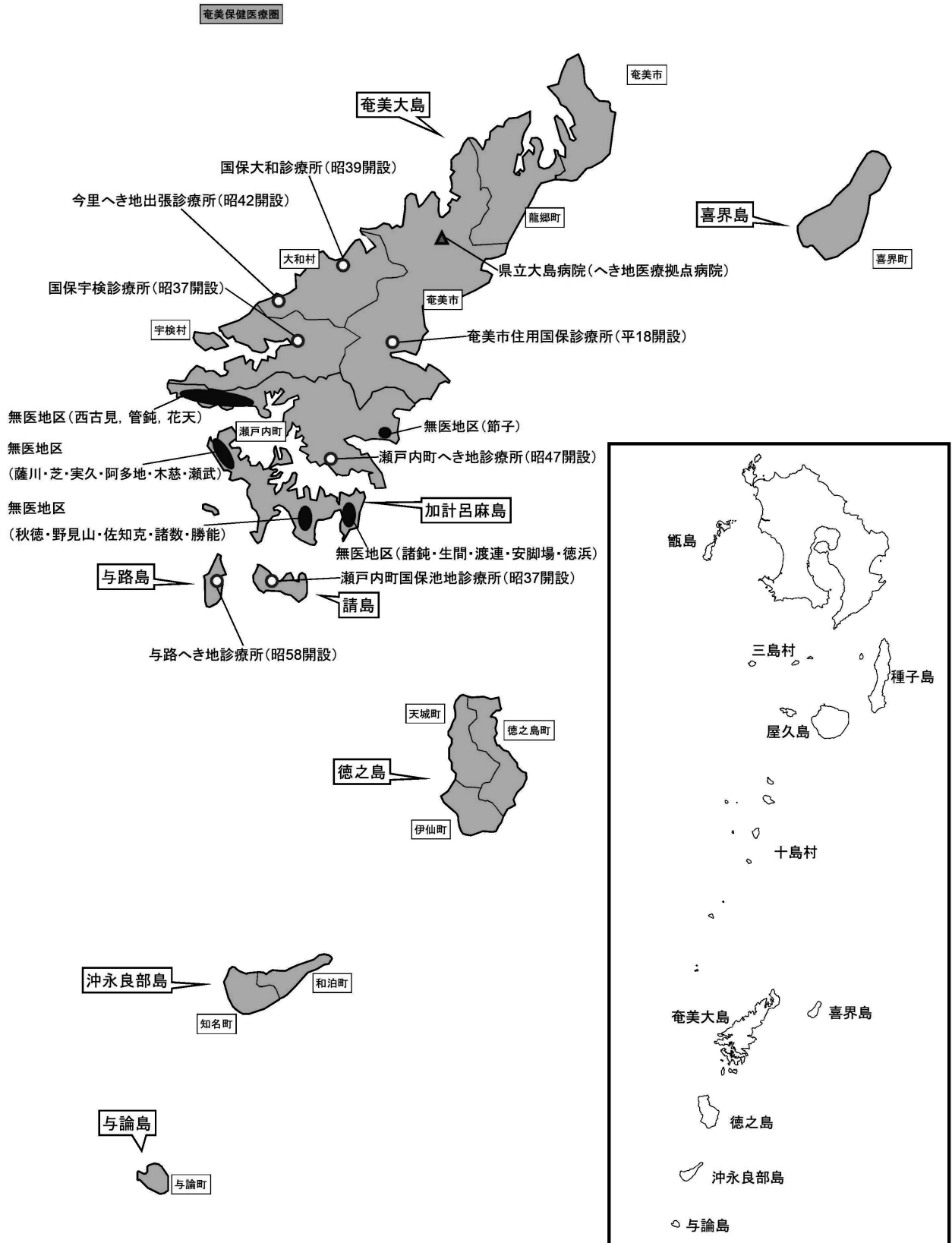
[県保健医療福祉課作成]

【図表5-4-31】 県内の無医地区，へき地医療関連機関の位置図（令和5年4月1日現在）



第5章 安全で質の高い医療の確保
第4節 事業別の医療連携体制





9 離島・へき地医療に関する目標

目標項目	現状値	目標値 (達成時期)
①離島・へき地への代診医派遣の対応率	100% (R4年度)	90% (R11年度)
②へき地医療拠点病院の中で主要3事業 (注1)の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	88.9% (R4年度)	100% (R11年度)
③へき地医療拠点病院の中で必須事業 (注2)の実施回数が年1回以上の医療機関の割合	88.9% (R4年度)	100% (R11年度)

(注1) 主要3事業：巡回診療，医師派遣，代診医派遣

(注2) 必須事業：巡回診療，医師派遣，代診医派遣，遠隔医療等の各種診療支援（4事業）

〔目標設定の考え方〕

【離島・へき地診療所への代診医派遣の対応率】

代診医派遣日数が最も多かった平成20年及び平成21年における対応率を参考に設定しています。令和元年度までの実績は継続的に90%を達成しておらず、また、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行期で派遣依頼が少ない中での実績であることを考慮して、目標値の変更は行わないこととします。

(参考：離島・へき地への代診医派遣対応率の推移)

平成28年度：87%，平成29年度：95%，平成30年度：73%，

令和元年度：65%，令和2年度：100%，令和3年度：100%，令和4年度：100%

【へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合】

国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（令和5年3月31日付け）を踏まえ、へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合を100%にすることを目指します。

【へき地医療拠点病院の中で必須事業の実施回数が年1回以上の医療機関の割合】

国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（令和5年3月31日付け）を踏まえ、へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合を100%にすることを目指します。

離島・へき地医療

指標分類	指標名	重要指標：○ 参考指標：○ その他：△	鹿児島 医療圏	南薩 医療圏	川薩 医療圏	出水 医療圏	始良・伊佐 医療圏	曾於 医療圏	肝属 医療圏	熊本 医療圏	奄美 医療圏	県計	全国計
S	へき地の数（無医地区）	○	1	—	—	1	—	—	1	8	5	16	557
S	へき地の数（準無医地区）	○	11	—	8	2	—	—	7	4	4	36	549
S	へき地診療所の数 （国保直営診療所（第一・二種含む））	○	11	3	11	3	1	1	7	4	7	48	1,117
S	へき地診療所の医師数（常勤）	○	—	1	4	—	—	—	1	4	6	16	626
S	へき地診療所の医師数（非常勤）	○	14	2	21	6	2	1	6	1	6	59	1,263
S	へき地診療所の病床数	○	—	—	33	—	—	—	—	15	21	69	1,303
S	へき地医療拠点病院の数	○	4	1	1	2	3	1	4	1	1	18	345
P	へき地医療拠点病院からへき地へ 医師を派遣した回数	○	433	—	—	—	60	71	219	139	—	922	13,995
P	へき地医療拠点病院からへき地へ 医師を派遣した延べ日数	○	572	—	—	—	60	35.5	169	69.5	—	906	13,077.5
P	へき地医療拠点病院からへき地へ 代診医を派遣した回数	○	—	3	—	50	4	—	—	—	17	74	3,605
P	へき地医療拠点病院からへき地へ 代診医を派遣した延べ日数	○	—	2	—	50	2	—	—	—	15.5	69.5	3,363
P	へき地医療拠点病院によるへき地 への巡回診療の実施回数	○	18	—	—	24	—	—	—	—	32	74	4,539
P	へき地医療拠点病院によるへき地 への巡回診療の実施延べ受診患者 数	○	279	—	—	75	—	—	—	—	516	870	23,734
P	ICTを活用した遠隔医療により離 島・へき地の医療機関の診療支援 を実施している医療機関数	○	2	—	—	1	—	—	1	—	—	4	114
P	ICTを活用した遠隔医療により離 島・へき地の医療機関の診療支援 を受けている医療機関数	○	11	—	2	—	—	—	—	1	5	17	—
P	へき地医療拠点病院の中で主要3 事業の年間実績が合算で12回以 上の医療機関の割合 （圏域：医療機関数，県計：割合）	◎	3	1	—	2	2	1	4	1	1	83.3	—
P	へき地医療拠点病院の中でへき地 医療拠点病院の必須事業の実施回 数が年1回以上の医療機関の割合 （圏域：医療機関数，県計：割合）	◎	3	1	—	2	2	1	4	1	1	83.3	—
S	へき地医療支援機構における専任 担当官のへき地医療支援業務従事 日数	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	102